

新潟県の入札・契約制度に対する意見・要望取りまとめ

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保等を目的とする品確法の改正を受けて、発注者共通の指針として「運用指針」が策定され、今年で適用2年目を迎えております。この間、国や県による運用指針の実践や発注者協議会などを通じた市町村への助言などの取組により、入札・契約制度に関しても、歩切の廃止等、改善が進みつつあります。

これまで新潟県では、県内建設業の実情に配慮され、最低制限価格の見直しや現場代理人の兼任・常駐義務の緩和等、入札・契約制度改善に取り組まれてきたところであり、今年についても、県の2月補正予算に国の交付金事業を対象とする県債務負担行為を設定するなど、長年の課題である工事の平準化に向けた大きな前進と評価しております。

しかしながら、建設業がこれからも地域の守り手として、適正な利益のもとで安定的・持続的に経営を維持でき、また、若年労働者が減少するなかでも人材を確保・育成できる産業となるには、更なる受注環境の改善が必要です。

つきましては、当協会員が安定した経営と担い手の確保・育成ができ、地域の安全・安心を担えるよう、引き続き、入札・契約制度の改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、入札・契約制度の改善への対応が遅れている市町村に対しては、あらゆる機会を通じ強く働きかけるようお願いいたします。

入札・契約制度に関する具体の意見・要望は、次のとおりです。

1 発注・施工の平準化の推進と適切な工期設定について

当県においては、降積雪期を挟み長期にわたって気象・海象条件が悪く、多くの地域・海域で現場作業ができないという施工環境下にあるため、春先の4月から6月にかけての天候が安定する期間に現場作業をいかに進められるかが、技術者・技能労働者や機材の効率的な稼働による生産性の向上や、良好な施工・品質の確保、さらには受注企業の安定経営に大きく影響します。しかしながら現状では、年度末を工期とする工事が圧倒的に多く、現場では厳しい作業環境の下、休日返上で何とか工期内に収めているというのが実情であり、その一方で、4月から6月にかけては工事の端境期となっており、年間を通して非効率的な工事受注サイクルを強いられ、工事の平準化が最大の課題となっています。また、将来の建設業の担い手となる若者の確保・育成が建設業界の大きなテーマとなっている昨今、工事の平準化に関連して、休日が取得しやすい余裕のある工期設定も若者の入職、定着に影響する重要な課題です。

つきましては、こうした現状を改善するため、次の取組をお願いいたします。

(1) 債務負担行為の積極的な活用

工事の平準化に向け、年度初めから工事着手可能な事業の必要量を確保するため、債務負担行為を積極的に活用し、昨年度から始まった国の交付金事業に対応するゼロ

県債の大幅な増額をお願いします。また、単独事業のゼロ県債や補助事業でのゼロ国債についても必要額の確保をお願いします。

(2) 繰越制度のより柔軟な運用

豪雪等の現場状況等の変化に対応して、変更契約により適切な工期延長ができるように、より柔軟な運用ができる繰越制度への改善をお願いします。また、繰越を前提に発注する場合は、技術者の拘束期間と関連するので、発注に際して繰越後の予定工期を条件明示するよう義務付けをお願いします。

(3) 余裕期間制度等の導入

受注者が技術者を有効活用でき、経営安定に寄与する制度として、国の「余裕期間制度」（発注者指定方式、任意着手方式、フレックス方式）に準じ、受注者が一定の期間の範囲で工期設定できるよう、従前からある県の「施工時期選択可能工事制度」の改善を含め、より使いやすい制度の導入をお願いします。

また、若者等が就職しやすく、安心して働き続ける職場環境づくりの一環として、週休二日制度を想定した余裕を持たせた工期設定によるモデル工事の導入、及びそれに関連する諸経費の増額分の計上をお願いします。

2 技術者に係る制度等について

(1) 主任技術者等の兼任制度の見直しについて

「監理技術者運用マニュアル 三 (2) 監理技術者等の専任期間」には、「密接な関連のある二以上の工事（同一あるいは別々の主体が発注する場合など）を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる」と記載されていますが、新潟県では他官庁工事との間では兼任は認めてもらえません。国と同様に認めていただくようお願いします。

(2) 現場代理人の兼任及び常駐免除の継続について

公共投資の先行きが見通せない現下の厳しい情勢下ですが、高齢技術者の退職により慢性的な熟練技術者の不足は続いており、地域の安全を担う地元建設業者の受注機会を確保するため、現場代理人の兼任及び常駐義務の緩和に係る措置の適用期間を平成29年度以降も継続するようお願いします。

(3) 現場代理人及び主任技術者の兼任対象工事の認定について

県の「現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置について」の「第3 現場代理人の兼任」の(2)の項に、「発注所属が同一である工事で、・・・(中略)・・・工事(※)で、兼任してもその影響が比較的少ないと発注所属長が認める場合は、現場代理人の兼任を認める。(契約金額の上限は設けない。ただし、発注時に特記仕様書に示した工事に限る。)」とありますが、原則として、工事現場が概ね一つの現場として管理可能で、関

連性があると発注所属長が認める場合は、通常なら専任とすべき主任技術者についても、後発工事の発注時に特記仕様書に明示しなくとも兼任を認めるようお願いいたします。

同様に「第9「留意事項」の(2)「第3の(2)において現場代理人の兼任が認められた場合、・・・(中略)・・・主任技術者についても同様に認められることになる」となっており、通常、専任とすべき主任技術者についても兼任を認めるようお願いいたします。

3 総合評価落札方式について

(1) 総合評価落札方式の運用について

現在の総合評価落札方式については、七千万円以上は原則として全て対象となっておりますが、現制度の評価項目、基準に関して「同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰等において、事業実績や技術者数の少ない事業者にとって低い評価になりやすい」との声や、地域貢献度・精通度に関して、「災害等緊急時における活動実績や維持管理実績の評価が十分でない」、また、「実働拠点の評価における営業所の扱いについて問題がある」との声が地域から聞かれます。総合評価落札方式は、ダンピングによる品質低下を防ぎ良好な品質確保を目的とする、価格の他に技術的な要素を重視して総合的に評価する入札制度であり、技術力を重視する現行の評価基準は、結果的に、大きな工事の実績が少なく、技術者も少ない事業者に不利に働く傾向があります。一方で、地域における安全・安心を守る主な担い手は、地域に密着した地元の事業者ですが、除雪や日常的な維持管理体制の安定的確保や、緊急時における地域の安全確保への即応力の維持という面から、こうした除雪・維持管理実績、災害時の活動実績に対する評価についても、実態を踏まえ、適切に評価される必要があります。

このような状況のもと、これからの入札制度の中核となる総合評価落札方式については、業界の諸課題に対して、あるべき姿に進むことを促し、公正感を得られる制度設計とすることが重要であり、評価の基準等の運用状況について随時検証し、より優れた制度にしてゆくことが必要です。当協会内でも地域ごとに異なる事情があることにご配慮の上、県としてより望ましい制度設計を検討されるようお願いいたします。

(2) 総合評価における工事成績の扱いについて

①土木工事検査における工事成績点は、現場規模が小さく工種および測定箇所が少ない場合、管理図等で「ばらつき判断不可能」となり評定が低くなる傾向にあり、小規模工事が工事实績の多くを占める中小事業者は工事成績点が低くなります。これは、現状の評点方法が工事規模の違う国の制度をベースにしているためであり、同様な評点傾向は解体工事においても見られます。

現状の総合評価落札方式においては、評価項目で工事成績評定点の平均点が用いられるため、小規模工事や解体工事を多く施工した事業者に不利な制度となっており、公平な競争環境の保持という観点から問題があります。総合評価における評価方法については、県工事は維持系など小規模工事が多いという実情に十分配慮し定めるべきであり、小規模工事等の扱いを別途考慮した評価方式、配点制度への見直しをお願いいたします。

②総合評価落札方式における工事成績は、過去5年間の新潟県発注工事における公共4部局の工事成績が対象とされておりますが、建築分野においては、建築工事の発注減少により工事实績が無くなる恐れがあり、受注機会を失うことも考えられます。このため建築工事の総合評価については、公共4部局以外の病院局、警察等の発注工事についても工事評点を付けるよう見直し、その工事成績も対象にされるようお願いいたします。

4 地域保全型工事の活用、拡充について

(1) 地域保全型工事の活用について

地域保全型工事は、地域貢献している地元企業の受注機会の増大を通じて、地域における雇用機会の創出や地域産業の活性化に寄与しており、より積極的に活用し、発注件数を増やすようお願いいたします。また、予定価格の金額別の受注動向を踏まえて、必要に応じて地域保全型工事の対象となる工事金額の見直しをお願いいたします。

(2) 地域保全型工事の対象の拡充について

今後は橋梁等の土木構造物や建築物の補修系の工事が増えることが想定され、地域調達の確保という観点から、「土木一式工事、建築一式工事」以外の工種（例えば「とび・土工一式工事」等）においても地域保全型工事を活用できるように、制度の拡充をお願いいたします。

5 最低制限価格の引き上げについて

平成23年度まで数度にわたって実施された最低制限価格の引き上げは、県内建設企業の経営改善、体質強化に大きな効果を発揮しました。しかしながら、今後も、建設業界が地域の安全の守り手として生き残り、地域の将来の担い手である若者の確保・育成ができる産業として選ばれ続けるためには、地域の建設企業が安定的・持続的に経営維持できることが重要です。地域の中小建設企業の経営安定のために、適正な利益確保に直接的に効果が大きい最低制限価格のさらなる引き上げをお願いいたします。

6 随意契約の上限額の引き上げについて

随意契約の限度額については、近年の設計労務単価等人件費や一般管理費の引き上げ、消費税の引き上げがまったく反映されていないので、指示書による工事や業務委託の執行において、これまでと比べ使いづらい状況が生じています。国に対して上限金額の引き上げを要望されるようお願いいたします。

7 設計労務単価の引き上げについて

4年連続の設計労務単価の引き上げは、建設企業の経営改善に大きな効果を発揮していますが、いまだ他産業に比べると劣っている状況にあります。若者が安心して建設業界に入職できるよう、業界の今後の担い手確保・育成を確実に進めるために、経営環境の改善につながる設計労務単価のさらなる引き上げをお願いいたします。

8 見積(歩掛、単価)の公表について

特殊工法の工事等で、入札前に単価や施工歩掛の見積徴取を実施し、設計として採用する工事については、見積内容の確認作業に多くの時間を取られ、適正価格の算定が困難となりますので、見積内容の公表をお願いします。くじ引き対策として、今後も公表できない場合は、見積内容を積算しやすいように、見積聴取した業者・メーカー等の企業情報を設計書に明示されるようお願いいたします。

なお、当該見積を徴取した業者を対象として指名競争入札を行う場合は、見積が採用された業者と他の入札参加業者との間で明らかに不公平となりますので、必ず見積内容の公表をお願いします。

9 入札参加資格の要件の見直しについて

(1) 共同企業体の資格申請における取扱いについて

現行の入札参加資格申請においては、共同企業体の取扱いについては、「代表構成員」として施工した工事と条件付けされています。しかしながら、総合評価における共同企業体の扱いでは、出資比率にて実績計上が可能となっていることから、入札参加資格申請においても、共同企業体における構成員としての施工実績について認めるようお願いいたします。

(2) 工事の施工実績等の対象期間について

入札参加資格申請においては、指定工事の施工実績の対象期間が過去10年間ですが、一方で、一般競争入札の参加資格では、施工実績は過去15年間と設定されています。工事発注件数が減っている中で、入札参加資格申請においても施工実績を過去15年間とするようお願いいたします。

また同様に、優良工事の実績対象機関については過去2年間で評価されていますが、総合評価では過去3年間で評価されています。入札参加資格申請においても過去3年間とするようお願いいたします。

10 変更契約時の新規工種の積算について

県では変更契約時に落札率を乗じていますが、国土交通省では当初契約になかった新規工種には落札率を適用していません。当初契約にない新規工種が追加された場合に落札率が適用されると赤字になる場合があります。新規工種の変更契約時における落札率の適用について国の制度に準じるよう改善をお願いします。

11 前払金の使途拡大について

国土交通省では、早期の事業進捗や経済効果の発現を図るため、今年度より前払金の使途を拡大したところであり、具体的には前払金額の25%を上限に、「現場管理費、一般管理費」として利用可能となっております。県内の市町村も国に準じて制度改正しており、県でも同様の対応をお願いします。